

ドア申請要領書

1. 申請要領

目的

審査、登録等に関する全般的事項については、「WindEye 審査登録規程」に定められているので、ご参照ください。（「WindEye 審査登録規程」はリビングアメニティ協会ホームページに掲載）

◇ 募集条件

枠等については以下の表 1～3 の条件で計算されたものを提出ください。

ドアパネル内の断熱材については、JIS A 9521 を参照することとする。

表-1 環境条件

		室外側	室内側
表面熱伝達抵抗※1) ($\text{m}^2 \text{k} / \text{W}$)	一般部	0.04	0.13
	隅角部	0.04	0.20
温度 (°C)		0	20

表-2 各種材料の熱伝導率※2)

材料名	熱伝導率 ($\text{W} / \text{m k}$)
アルミ	160
樹脂 (PVC)	0.17
校正パネル	0.035
スチール	50
軟質 PVC	0.14
ポリアミド	0.25
EPDM	0.25
ソフト ウッド	0.13
シリコン (低密度)	0.12
シリコン (中密度)	0.17

※1) 室内外の表面熱伝達抵抗は JIS A 2102-2:2011 付属書 B を参照しています。

※2) 各種材料の熱伝導率は JIS A 2102-2:2011 付属書 A を参照しています。ここに記載のないものは、付属書 A に掲載されている値を用いるか、試験報告書に保証される値にて計算してください。

ドアのサイズ別熱貫流率を算出するにあたり、フレーム計算モデルは JIS A 2102-2:2011 付属書 C1 を参照しています。また、ドア扉内の採光部周りは、線熱貫流率は JIS A 2102-1 付属書 E の簡易計算値に基づくもの(表 3)を採用しています。そのため、モデルは校正パネルモデルのみの作成となります。ドア扉端部の線熱貫流率は、JIS A 2102-2 を使って算出するため、パネルモデルと詳細モデルの 2 タイプの提出が必要になります。

表—3 ドア扉内の ψ_g 値
金属スペーサ(アルミニウム製及びスチール製)

単位 W/(m·K)

額縁のタイプ	額縁部の線熱貫流率(金属スペーサ) Ψ_g	
	二層又は三層グレージング (低放射膜なし、空気またはガスを封入したもの)	二層 ^{a)} 又は三層 ^{b)} グレージング (低放射膜あり、空気またはガスを封入したもの)
	低放射膜なし	低放射膜あり
木製又は樹脂額縁	0.08	0.10
アルミニウム樹脂複合額縁	0.09	0.11
熱遮断を持つ金属額縁	0.10	0.13
熱遮断のない金属額縁	0.04	0.07
注 ^{a)} 中空層に面する板ガラス表面のうち片面だけが低放射膜のもの ^{b)} 両側ガラスの中空層に面する板ガラス表面が両面とも低放射膜のもの		

断熱スペーサ

単位 W/(m·K)

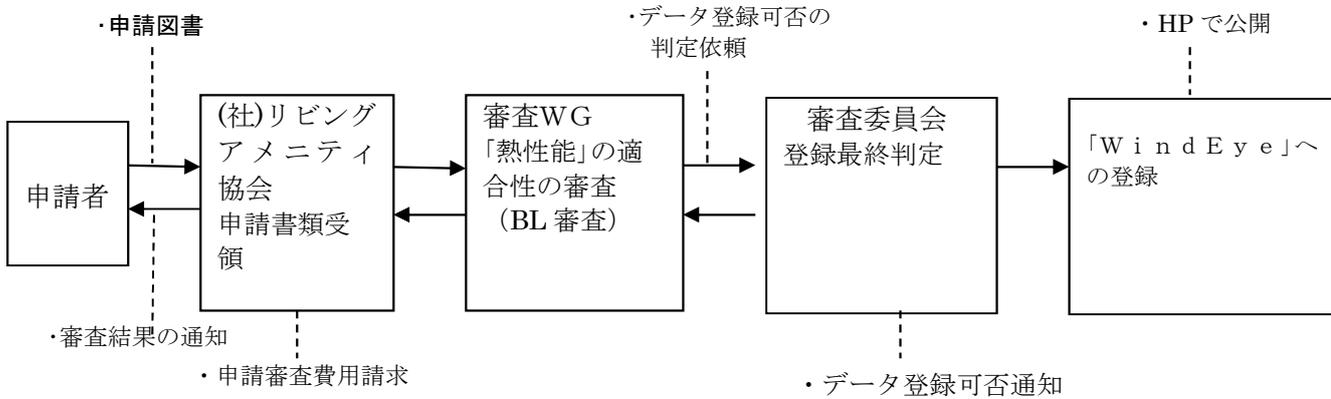
額縁のタイプ	額縁部の線熱貫流率(断熱スペーサ) Ψ_g	
	二層又は三層グレージング (低放射膜なし、空気またはガスを封入したもの)	二層 ^{a)} 又は三層 ^{b)} グレージング (低放射膜あり、空気またはガスを封入したもの)
	低放射膜なし	低放射膜あり
木製又は樹脂額縁	0.07	0.08
アルミニウム樹脂複合額縁	0.06	0.07
熱遮断を持つ金属額縁	0.08	0.10
熱遮断のない金属額縁	0.03	0.06
注 ^{a)} 中空層に面する板ガラス表面のうち片面だけが低放射膜のもの ^{b)} 両側ガラスの中空層に面する板ガラス表面が両面とも低放射膜のもの		

様式12B2の ψ_g 欄には上記の表から適切なものを選択してください。

2. 申請作業の流れ

1. 登録フロー

以下の流れで申請、登録がされます。



2. 申請書類

申請区分は、会社単位の企業登録（変更、取消しを含む）及び更新申請及びドア種単位の新規登録申請、変更・追加登録申請、商品情報の変更、販売終了等申請及び再登録申請とし、申請区分における作成申請図書は「表一4」のデータ登録申請図書一覧を参照されたい。

- (1) 企業登録：初めてWindEyeに商品（サッシ、ガラス、ブラインド、ドア等商品区分を問わず）を登録する際に、申請者（当該商品の製造及び、又は供給者）の企業登録を行う。社名の変更及び企業登録の取消し（WindEyeからすべての商品登録を取り消す場合）も同様。会社情報の変更については申請登録変更届を提出し、社名の変更の場合は社名変更を証明する書類を添付すること（登記簿謄本の写しなど）社名変更に伴って各々の商品名称等に変更が生じる場合は別途変更登録申請を提出のこと。
 - 1) 非会員の新規申請企業は、企業の概要（所在地、経歴等）を記した書類又は会社案内等を添付する。
 - 2) 会員、非会員に関わらず申請者、製造者が異なる場合は、申請者の販売代理権が確認できる書類を添付する。尚、様式は申請者の判断によるものとし、特に定めない。
 - 3) 企業登録の取消し：既登録商品の全てを取り消す場合に行う。（尚、需要家からの問い合わせ等がある場合にはWindEye公表データについて開示することがあります）
- (2) 更新申請：翌年度も引き続き登録・公開を希望する非会員企業は、前年度末までに更新申請を行う。更新申請を行わない場合は、WindEyeにおける公開を行わない。
- (3) 新規申請：商品の区分単位で新規に登録を行う場合に行う。登録された商品は、WindEyeにおいて公開される。ただし、特定需要家向け商品でWindEyeにおける公開を望まない場合は、その旨を様式に則って記す。
- (4) 変更・追加申請：商品の区分単位内で、デザインの追加、仕様変更によるデータの変更のある場合に登録を行う。
- (5) 取り下げ申請：商品の区分単位で登録を取り下げる場合
- (6) 再申請：すでに提出された新規或は変更・追加申請について、記入の訂正、追加等により、

改めて申請を行う場合に行う。新規登録にかかるものは新規登録再申請、変更・追加登録にかかるものは変更・追加再申請とする。

(注) 申請書類、データ及び審査データについては、公的機関の要請に基づき、その全部または一部を当該機関に開示することがあります。

データ登録申請図書一覧表

表-4

データ登録申請図書一覧			会社単位				商品(サッシの場合は窓種)単位					
申請区分			社名登録 社名変更	会社情報 の変更	社名 取り消し	更新申請	新規申請	変更・追 加申請	商品情報 の変更	販売終了 等申請	再申請	
作成申請書			商 W 品 i n d E y e を 登 録 す る と き	情 社 報 名 に の 変 更 更 の そ の ほ か 、 会 社	と の W の 品 i の 登 録 を 取 り 消 す べ て	商 3 品 年 情 ご 報 の の 更 新	新 規 の 窓 種 の 申 請	・ 仕 既 追 様 登 加 録 、 材 の 質 サ 窓 イ ズ 種 の 構 造 、 変 更	の い 変 変 更 更 微 な 情 報 更 変 に か ら な い	商 品 の 販 売 終 了	改 申 め 請 て 内 容 の 訂 正 等 に よ り	
印刷 書類 で 提 出	フレーム登録申請・受付総括表	様式6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1)
	社名登録・覚書	様式3	○	△								
	変更届出書類	様式4		○								
	全データ取消申請書(取消)	様式2			○							
	データ登録申請書 (新規、追加、変更、更新、取消)	様式1				○	○	○	○	○	○	
	WindEye フレーム登録申請明細表	様式7					○	○				
	構造・仕様説明図	様式10					○	○				
情報変更・更新明細表	様式8		△	○	○			○	○			
計算依頼書	様式5	○				○						
デ ー タ で 提 出	登録用窓種別性能データ (.xls)	様式9					○	○				当初申請と 同一の様 式
	計算モデル・結果データ (.datもしくは.txt, .plt, .out, .csv)						○	○				
	1/1 部材断面(モデル化前) (.pdf)						○	○				
	構造・仕様説明図 (.pdf)	様式10					○	○				
Web公開用納まり図 (.pdf)						○	○					

※1)同一時申請をまとめて作成

<書式一覧表の凡例>

- : 申請区分毎の該当する内容を新規に作成し申請する。
- △ : 必要に応じて提出

※書式のフォーマットは別紙

<ドア特有の提出物>

- ・シリーズ商品の写真データ
- ・ドアデザインの写真データ
- ・パネルの熱伝導率証明書、ガラスの熱性能証明書

3. ドアの申請用に計算したデータを提出する書式

申請書式の一覧 (計算データ登録のためのもの)

- 様式 1 2 A ドア種 ID ごとに申請
- 様式 1 2 B ドアデザインごとに、計算される断面との紐付を記載します。
- 様式 1 2 B2 ドアの計算に使う、各種物性値を記載します。
- 様式 1 2 C ドアのフレーム断面の計算結果を記載します
- 様式 1 2 D ドアの不透明パネル内にある小窓の額縁の計算結果を記載します。
- 様式 1 2 E 不透明パネルの補強芯材などの補正值計算結果を記載します。

様式 1 2 F 1 2 Eに記載した補正結果の計算シートとなります。(書式不問)
 ※記入例、及び原紙は別ファイル参照。

4. フレーム登録申請・受付総括表

- (1) 新規申請企業及び既申請企業は、今回申請する商品について、フレーム登録申請・受付総括表を「様式6」【記入例-3】にて作成する。
- (2) 表中の黄色で塗られた部分のみ記入する。(その他は事務局記入欄)

【 記入例-3 】 既申請企業の例

「様式6」

フレーム登録申請・受付総括表

様式6

WindEye フレーム登録申請・受付総括表

※(事務局記入欄)

ALIA受付日	BL渡し日	BLより受取日	審査委へ提出日	審査委より受取日	W・E登録日	請求発行月	入金月日

※ 受付年月日 _____

※ 受付No. _____

申請会社名 **〇〇株式会社**

申請者 **〇〇 二郎**

	窓種計	審査断面数	手数料計
新規	0		
変更	0		
追加	1	15	
商品情報の変更			—
販売終了等			—
計	1	15	

社名登録	有	無
社名変更・取り下げ	有	無
変更申請	有	無

6. ドア構造・仕様説明図の作成要領

共通事項

- (1) 構造・仕様説明図は、縦・横断面図は構成毎に1～2枚作成し提出する。
(扉デザインと枠断面を同一図面内に記載しても良い)
- (2) 構造・仕様説明図は「様式10」にて作成する。
- (3) 構造説明図はA3版で断面図の縮尺1/2で作成しA4版に縮小したものを提出する。

「様式10」

① 引き違い(単体)2枚引きマド半外付/2x4枠アングル付:010101010101

		材 質		
番号	材 質 名	熱伝導率	取 扱	備 考
1	アルミニウム (Si合金)	160.0		⑧
2	PVC (硬質塩ビ)	0.17		
3	PVC-P (軟質塩ビ)	0.14		
4	板正パネル	0.035		
特殊仕様:○○障子				⑨ 部材構成: B

変更理由 ②	代表商品名	非断熱PG	開閉形式	引き違い(単体)	図番	00-SWS-002	2011
	縮尺	1/2	構造	アルミ	社名	○○○株式会社	1110

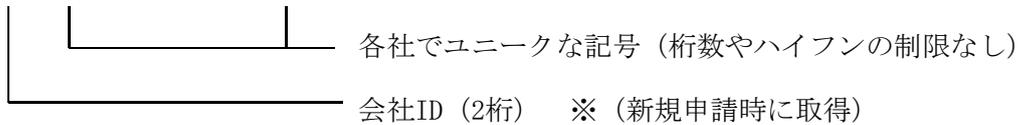
- (4) ①には、IDリスト(エクセルファイル)のドアIDシートに記載されている階層の①～④に該当する種類名を記入し、この番号に対応する12桁の数字(別表1参照①～⑥)を記入する。(同一窓種で部材構成違いの場合は同一の記載となる)

「例:(引き形式)引き違い(単体)2枚引きマド半外付/2x4枠アングル付:010101010101」

- (5) ②の変更理由欄には、構造・仕様説明図の追加、変更、取消の理由を記入する。
- (6) ③の欄には、商品名又は複数商品名がある場合は代表商品名を記入する。
- (7) ④の欄には、アルミ、アルミ熱遮断、アルミ樹脂複合、アルミ木複合、木製、樹脂製、スチール、ステンレス、その他、の中から主構成材料の材質を選択し記入する。
- (8) ⑤の欄には、表-1②の対象とする種類の開閉形式(品種)を記入する。
- (9) ⑥の欄には、構造・仕様説明図番号を記入し、⑦の欄には部品の変更や型材の変更などの場合、変更履歴(変更記号と変更月日)を記入する。

■図面番号の付け方を下記に示す。

〇〇-△△△△△△



(例) ⑥⑦の欄の記入例

図番	00-5WS-001	A	2011	西暦を記入
			1001	申請月日を記入

変更毎に A, B, C, DからZと記入

(10) ⑧に計算に用いた材料名及び熱伝導率を記入する。(申請要領の値を引用する)

※⑧に記載のない物性値を計算で用いてないか確認する

※各種材料の熱伝導率は JIS A 2102-2:2011 付属書 A を参照しています。ここに記載のないものは、付属書に掲載されている値を用いて計算してください。その際には、その物性値を用いた根拠を説明する文章を添付してください。書式は自由です。

(例：申請は AES だが計算は ABS を用いた。選択理由：化学構造が類似しているため)

(11) 断面詳細図には、枠見込み寸法、枠見付寸法、フレーム見付寸法 (枠+障子)、伝熱開口H、内法h、伝熱開口W、及び内法wを記入する

(12) ⑨は備考欄として、特記事項等があれば記入する。

その他以下のことに注意して作図する。

※校正パネル厚さを必ず1ヶ所寸法記入すること。

※全ての部材にどの材質が使われているかわかるように材質番号を風船 (①②...) で記入すること。

7. 審査

審査はベターリビングで行われる。

審査期間は、提出断面数、他の申請者が提出している断面数により異なるが、おおむね1～2か月をもって行われる。

また、データの不整合が見つかった場合には、再提出となる。

8. 承認

承認は、窓の熱性能審査委員会で行われる。

窓の熱性能審査委員会は、不定期の開催となっており、おおむね2か月に1度の開催となります。

9. 登録

承認されたデータは、WindEyeの保守業者に送られ、登録される。

データに不備が無ければ、1週間程度の期間をもって登録されます。

10. 申請費用

(1) 初期登録費用(企業登録)：初回のみ

ALIA会員会社 : 30,000円(税別)

※賛助会員(6口以上で会員と同等、6口未満は非会員と同等)以下同じ

非会員(会社) : 100,000円(税別)

(2) 審査登録費用

玄関ドアは、1つの商品に対し大変多くのデザインが設定されていますので、申請に対し以下のように定義し、登録費用を定める。なお、定める登録費は、それぞれの単位での単価とします。

- ・ドア商品の名称を「ドアシリーズ」と定義し、商品名登録します。
- ・ドアシリーズに紐つけられた、それぞれのデザインは「ドア種」と定義し、登録します。
- ・ドア種の計算に必要な断面を、サッシフレームと同様に必要数申請、登録します。

1) ドアシリーズ登録

会員 : 20,000円(税別)

非会員 : 40,000円(税別)

2) ドア種登録

会員 : 2,000円(税別)

非会員 : 4,000円(税別)

3) 部材断面登録

会員 : 2,500円(税別)

非会員 : 5,000円(税別)

4) 更新料(年単位で変更の有無に関わらず)

非会員 50,000円(税別)

(ただし、平成28年度以前の制度における3年単位による更新が終了後より適用)

5) ALIAでの計算代行

自社でサッシフレーム計算を行えない場合には、ALIAにて計算の代行を行います。

実施方法は、ご相談させていただきます。

(3) 申請区分、企業登録の取消し、会社情報の変更、商品情報の変更、販売終了等は申請審査費用を不要とする。

(4) 上記費用の支払については、申請図書の審査終了後、当協会より請求とする。

(5) 上記費用振込先

りそな銀行 赤坂支店 (普) 口座番号 461101

口座名 シャ) リビングアメニティキョウカイ

11. 問合せ先

申請方法及び技術的な問い合わせは、Eメールで下記までご連絡ください。

なお、ご回答までには時間を要することがあります。

連絡先：一般社団法人 リビングアメニティ協会 事務局

E-mail : <http://www.alianet.org/> ご意見 宛

以上